

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日が當日となる翌日)

鳥取県告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による助沢地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十三年十月二十五日現在の地番による）

大字助沢字越峰

大字助沢字越峰のうち一四一の二の一部、一四二の一部、一四三の一の一部、一四三の二、一四三の三、一四四の一、一四四の二、一四四の三の一部、一四五の二、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字助沢字沢三八二の二の一部及び三八三の三の一部並びに三八二の二及び三八三の三と一体をなす国有地の一部

大字助沢字上ノ
平

大字助沢字上ノ平のうち三七〇の一部並びに三七〇、三

◇告

示

字の区域の変更

字の区域の変更等

豚等の移入の禁止の解除

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の退任

数人が共同して行う土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定（十三件）

土地改良事業の認可（六件）

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定（七件）

土地改良法による換地処分（二件）

入会林野整備計画の認可

旧慣使用林野整備計画の認可

| | | |
|---|--|--|
| 大字助沢字沢 | <p>七三、三七五及び三七八と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字助沢字越峰一四三の一の一部、一四三の二の一部、一四三の三の一部、一四五の一、一四五の二、一四五の三の一部、一四五の一、一四五の二、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | |
| 大字助沢字越峰一四一の二の一部、一四五の一部、一四三の二の一部、一四五の二の一部、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字助沢字上ノ平三七〇の一部並びに三七〇、三七三、三七五及び三七八と一体をなす国有地の一部、大字助沢字沢のうち三八二の二の一部、三八三の三の一部並びに三八二の二及び三八三の三と一体をなす国有地以外の区域、大字助沢字家ノ奥谷四一七の一、四一七の二、四一七の三、四一八から四二一まで並びに四一六、四一七の一、四一七の二、四一七の三及び四一八から四二一までと一体をなす国有地の一部並びに大字助沢字沢ノ上へ四二五の二 | <p>大字助沢字越峰一四一の二の一部、一四五の一部、一四三の二の一部、一四五の二の一部、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字助沢字上ノ平三七〇の一部並びに三七〇、三七三、三七五及び三七八と一体をなす国有地の一部、大字助沢字沢のうち三八二の二の一部、三八三の三の一部並びに三八二の二及び三八三の三と一体をなす国有地以外の区域、大字助沢字家ノ奥谷四一七の一、四一七の二、四一七の三、四一八から四二一まで並びに四一六、四一七の一、四一七の二、四一七の三及び四一八から四二一までと一体をなす国有地の一部並びに大字助沢字沢ノ上へ四二五の二</p> | |
| 大字助沢字家ノ奥谷 | <p>大字助沢字家ノ奥谷のうち四一七の一、四一七の二、四一七の三、四一八から四二一まで並びに四一六、四一七の一、四一七の二、四一七の三及び四一八から四二一までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | |
| 大字助沢字沢ノ上へ | <p>大字助沢字沢の上へのうち四二五の二以外の区域</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| 大字武庫字長刀 | <p>届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による武庫地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> | |
| 同上の区域（昭和五十三年十二月二十五日現在の地番による） | <p>昭和五十八年二月十五日</p> | |
| 鳥取県知事 平 林 鴻 三 | | |
| 大字武庫字長刀 | <p>区域を変更する 字の名称</p> | |
| 大字武庫字敷廻り九五二、九五三と一体をなす国有地の一部以外の区域 | <p>同上の区域（昭和五十三年十二月二十五日現在の地番による）</p> | |
| 大字武庫字敷廻り九五二、九五三及び九五四と一体をなす国有地の一部以外の区域 | <p>同上の区域（昭和五十三年十二月二十五日現在の地番による）</p> | |
| 大字武庫字北田 | <p>大字武庫字敷廻り九五二、九五三及び九五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | |
| 大字武庫字北田 | <p>大字武庫字敷廻り九五二、九五三及び九五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> | |
| 大字武庫字花ノ木田一〇三〇の一部、一〇三一の二の一部、一〇三二の一部、一〇三三の一部、一〇三四から一〇三六まで及び一〇三七の一部並びに大字武庫字中祖道上エ一〇三八の一部 | <p>大字武庫字敷廻り九五二、九五三及び九五四と一体をなす国有地の一部並びに九七八の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字武庫字水田平九八の一の一部及び九八二の一部並びに九七八の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字武庫字花ノ木田一〇三〇の一部、一〇三一の二の一部、一〇三二の一部、一〇三三の一部、一〇三四から一〇三六まで及び一〇三七の一部並びに大字武庫字中祖道上エ一〇三八の一部</p> | |

鳥取県告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の

平 大字武庫字水田

大字武庫字北田九七八の一の一部、九七八の二の一部、九七九の一の一部及び九七九の二の一部並びに九七八の一と一体をなす国有地の一部、大字武庫字水田平のうち九八一の一部及び九八二の一部並びに九八一、九八二及び九八三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字武庫字花ノ木田一〇二五の一から一〇二五の三まで、一〇二六の一、一〇二六の二、一〇二七、一〇二八の一部、一〇二九、一〇三〇の一部、一〇三一の一、一〇三一の二の一部、一〇三一の二の一部、一〇三二の一、一〇三三の一の一部、一〇三三の二、一〇三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字武庫字中祖道上エ一〇三八の一部、一〇四の一の一部、一〇四二の一部及び一〇四五の一部並びに一〇三八、一〇四一及び一〇四二と一体をなす国有地の一部並びに大字武庫字屋敷一一〇九、一一〇、一一一の一部並びに一一〇、一一一の一部並びに一一〇、一一一の一部及び一一一の二と一体をなす国有地

道上エ
大字武庫字中祖

大字武庫字長刀田九三七の一、九三七の二、九三七の六、九三九の一、九四二の一、九四二の二、九四三の二から九四三の三まで、九四四の一、九四四の二、九四五の一、九四五の二、九四七及びこれらと一体をなす国有地、大字武庫字中祖戸下タの全域、大字武庫字屋敷廻り九五二の一部並びに九五二及び九五三と一体をなす国有地の一部、大字武庫字花ノ木田一〇二八の一部、大字武庫字中祖道上エのうち一〇三八の一部、一〇四一の一部、一〇四二の一部及び一〇四五の一部並びに一〇三八、一〇四一及び一〇四五の一部以外の区域、大字武庫字中祖道下タのうち一〇四九の一、一〇四五の一部及び九八一、九八二及び九八三と一体をなす国有地の一部、大字武庫字水田

道下タ
大字武庫字中祖

大字武庫字中祖道下タのうち一〇四九の一、一〇四五の一部及び一〇五〇の五、一〇五〇の七、一〇五一の一、一〇五〇の三、一〇五三の一、一〇五四の七、一〇五四の七、一〇五五の二、一〇五六の二、一〇五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字武庫字屋敷

大字武庫字屋敷のうち一〇九、一一〇、一一一の一部及び一一一の二の一部並びに一一〇、一一一の一部及び一一一の二と一体をなす国有地以外の区域

大字武庫字中祖戸下タ及び大字武庫字花ノ木田

大字武庫字中祖戸下タ及び大字武庫字花ノ木田

鳥取県告示第百号

昭和五十七年十二月鳥取県告示第千二百四十九号（豚等の移入の禁止について）は、廢止する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり溝口町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

日野郡溝口町溝口六〇四
大坂六五四

添谷一〇五七

大滝二九三

富江七一〇

上野七六一

福兼五七二

二〇

金屋谷一〇二三

富江七八

添谷四三三

退任した役員の氏名及び住所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月二十五日就任 任期四年

内藤陽文

森利雄

福兼五七二

入江甚一

遠藤和夫

金屋谷一〇二三
富江七八
添谷四三三

鳥取県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大田金蔵 倉吉市下福田六〇〇
谷 口 保 清 大谷一九六一一四

昭和五十八年一月五日退任

鳥取県告示第二百三号

昭和五十七年十一月二十九日付けで西伯郡淀江町大字西原五四八石田叶ほか十二人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及

び規約については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四号

昭和五十七年七月九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間**
昭和五十八年二月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
日吉津村役場
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百六号**
- 昭和五十七年十二月二十七日付けで淀江町から申請のあつた土地改良（西原地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年二月十五日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類**
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**
昭和五十八年二月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
岩美町役場
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 四 異議の申出**
淀江町役場
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第百七号**
- 昭和五十七年十月十六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（横尾地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年二月十五日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類**
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**
昭和五十八年二月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
岩美町役場
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八号

昭和五十七年十二月十三日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（山田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百九号

昭和五十七年九月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（荒舟地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和58年2月15日 火曜日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年二月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十一号

昭和五十七年九月四日付けで国府町から申請のあつた土地改良（中河原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 昭和五十八年二月十五日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年二月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 三 縦覧に供する場所
国府町役場
- 四 異議の申出

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年二月十六日から二十日間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十三号

昭和五十八年一月八日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（光吉二ノ前地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所

羽合町役場

鳥取県知事 平 林 鴻

三

四

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十五号

昭和五十七年十月二十七日付けで福部村から申請のあつた土地改良（山湯山（塗谷池）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月八日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（光吉御）

り告示する。

鳥取県告示第百十四号

昭和五十八年一月八日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（光吉御）

子垣地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平林鴻三

一、縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所

福部村役場

一、縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二、縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三、縦覧に供する場所

福部村役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

昭和五十七年十月二十五日付けで福部村から申請のあつた土地改良（湯山（多鰐ヶ池）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第百十七号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（宝ヶ瀬地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第百十八号

北条町から申請のあつた町営土地改良（下神地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

鳥取県知事 平林鴻三

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十九号

会見町から申請のあつた町営土地改良（会見（生鹿野）地区区画整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五

項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二十号

日南町から申請のあつた町営土地改良（上三栄地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（郡家（姫路）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二十二号

江府町から申請のあつた町営土地改良（御机地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百二十三号

昭和五十八年一月十三日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（才ノ木地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五

項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

鳥取県告示第二百二十四号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十四号

昭和五十八年一月十九日付けで倉吉市から申請のあつた福本地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

告示する。

昭和五十八年二月十五日

一 縦覧に供する書類

- 二 換地計画書の写し
 三 縦覧に供する場所
 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十六号

昭和五十八年一月五日付けで若桜町から申請のあつた長砂地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覧に供する書類
 二 換地計画書の写し
 三 縦覧に供する期間
 四 異議の申出

- 三 縦覧に供する場所
 若桜町役場
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第二百二十七号**
- 昭和五十八年一月二十日付けで船岡町から申請のあつた隼地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年二月十五日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 三
- 一 縦覧に供する書類
 二 換地計画書の写し
 三 縦覧に供する期間
 四 異議の申出
- 昭和五十八年二月十六日から二十日間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十八号

昭和五十八年一月五日付けで若桜町から申請のあつた上高野地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

昭和五十八年二月十五日

計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十八年二月十六日から二十日間

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十八年二月十六日から二十日間

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十九号

昭和五十八年一月二十九日付けで鹿野町から申請のあつた閉野地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年一月二十九日

三

昭和五十八年一月五日付けで若桜町から申請のあつた上高野地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十八年二月十六日から二十日間

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十八年二月十六日から二十日間

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

昭和五十八年一月三十一日付けで智頭町から申請のあつた米井地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

十四条法律第百九十五号) 第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町から同町が行う土地改良事業に係る武庫地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町から同町が行う土地改良事業に係る武庫地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十三号

日野郡日南町萩原三七一稲積入会林野整備組合組合長西村久から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十一一条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町から同町が行う土地改良事業に係る助沢地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第百三十四号

江府町長から申請のあつた宮市原地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月十四日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三